

建設業許可・経営事項審査・入札参加資格審査の
申請・届出をされる皆さんへ

**建設業許可、経営事項審査、
入札参加資格審査に関する
書類作成の仕事を受けられるのは
行政書士だけです。**

**行政書士又は行政書士法人でない者が、
官公署に提出する書類の作成を業として
行うことは、法律で禁止されています。**

(他の法律で特別の定めがある場合は除く) ※1

違反者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。 ※2

※1:行政書士法第19条第1項 ※2:同法第21条第2号

なお、弁護士又は弁護士法人は一般法律事務を取り扱うことができますので
作成が可能です(弁護士法第3条第1項)。

その他では特別の定めがありませんので、行政書士又は行政書士法人でない者が、
これらの書類の作成を業として行うことはできません。

【福井県・福井県行政書士会】